

平成24年度

「サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築
推進事業費補助金）」

公 募 要 領

平成24年8月

株式会社 日本総合研究所

目 次

I.	背景と目的.....	1
1.	背景.....	1
2.	目的.....	1
3.	事業スキーム	1
II.	事業の内容.....	2
1.	事業内容.....	2
1.1	新たなヘルスケアサービス創出支援事業.....	2
1.2	ヘルスケアサービス創出サポート事業.....	3
2.	事業区分.....	4
3.	実施主体.....	4
4.	実施要件.....	5
5.	補助率・補助額および採択件数.....	6
6.	実施期間.....	7
7.	応募から事業終了までの主な流れ	7
III.	応募資格	8
1.	コンソーシアムの定義.....	8
2.	コンソーシアムの構成要件	8
3.	コンソーシアムの構成員に関する資格要件.....	8
4.	その他	11
IV.	応募手続き	13
1.	応募者	13
2.	応募書類の提出部数	13
3.	公募期間、応募書類の提出先と留意事項	14
4.	公募説明会の開催	15
V.	審査の方法および手順	16
VI.	採択後の留意点と契約	17
1.	採択後の留意点.....	17
2.	補助金交付申請・補助金の支払い	17
3.	補助金の内容	18
4.	経費支出の注意.....	19
5.	採択コンソーシアム等の義務.....	20
VII.	その他	20
(別添) 資料1 応募書類の様式 (様式1~5)		
様式1 公募申請書		
様式2 提案書雛形 (様式2-Aまたは2-B)		
様式3 提案書要約版雛形 (様式3-Aまたは3-B)		
様式4 見積書		
様式5 申請受理票		
資料2 応募書類作成にあたっての留意点		
資料3 審査項目一覧		
資料4 サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）業務方法書		

I. 背景と目的

1. 背景

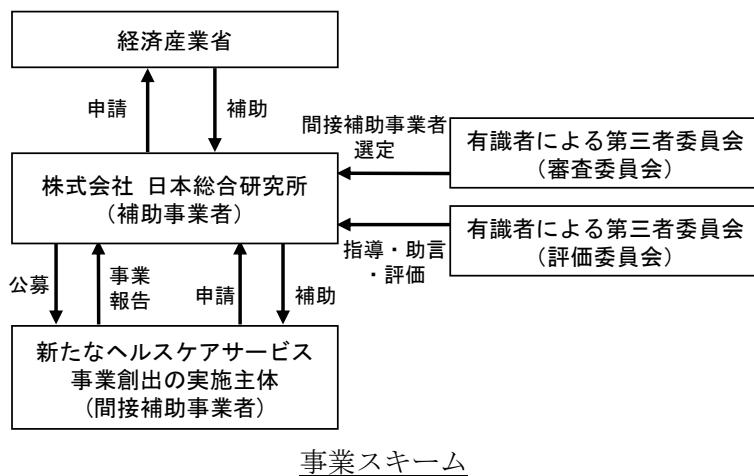
高齢化社会において、地域経済の振興と地域住民の健康増進を両立させるためには、公的保険内でのサービスを提供する医療・介護機関と、公的保険外で多様かつ柔軟なサービスを提供する民間事業者との連携が不可欠です。また、広範な医療・介護関連ニーズに応えるためには、既存の業態や事業範囲の垣根を越えた、複数の事業者間の連携や業態の転換が必要となります。

2. 目的

上記の背景を踏まえ、「平成 24 年度『サービス産業強化事業（地域ヘルスケア構築推進事業）』」（以下、「本事業」という）では、多様な医療・介護関連ニーズに応える民間サービスについて、業態転換・拡張や事業連携により既存の事業資産を活用しながら新たなヘルスケアサービスを創出することを支援するとともに、医療・介護機関と民間事業者の連携や事業の立ち上げを促進するためのサポート機能を有する事業体の創出を支援することで、患者や消費者本位の多様で質の高いサービスを供給する体制の構築及びその自立的な発展を促すことを目的とします。

3. 事業スキーム

本事業は以下のスキームで実施します。



株式会社 日本総合研究所（以下、「日本総研」という）は、本事業に関して、経済産業省より補助を受け、新たなヘルスケアサービス事業の創出に係る適切な実施主体（間接補助事業者）の公募、選定および補助金の交付に関する事務、間接補助事業者の事業実施に対する指導・助言・進捗状況の管理、各間接補助事業者が実施する事業の成果取りまとめ、会計に係る検査を行います。また、本事業にあたっては、日本総研内に設置する有識者による第三者委員会（以下、「評価委員会」）の評価・助言を適宜受けます。

II. 事業の内容

1. 事業内容

本事業では、以下2つの内容の事業を実施します。

- ・ 新たなヘルスケアサービスの創出支援事業
- ・ ヘルスケアサービス創出サポート事業

各々の事業内容については以下の通りです。

1.1 新たなヘルスケアサービス創出支援事業

以下(1)で記すヘルスケアサービスの創出が見込まれる領域（以下、「サービス領域」という）における自立的なサービス創出を目指し、(2)に記すテーマ及びこれらの組み合わせに基づくサービス提供事業を、間接補助により実施します。

(1) サービス領域

以下①～⑤の領域でのヘルスケアサービスの創出を想定します。

① 疾病予防、糖尿病重症化予防等の疾病管理

健康状態を保つサービス、生活習慣の改善に資するサービス

② 介護予防

介護が必要のない状態を維持するためのサービス

③ リハビリ・生活支援

医療・介護から日常生活への復帰をサポートするサービス

④ 生活支援・看取り

必要な医療・介護を受けつつ、在宅での生活を支援するサービス

⑤ その他

上記①～④のいずれにも該当しない、公的保険外の新たなヘルスケアサービス

（提案書に、創出を目指すサービスの領域が、上記①～④に対してどのように位置づけられるかを具体的に明記してください。）

(2) テーマ

(1)に示したサービス領域における自立的なサービスの創出を目指し、以下a.～e. のテーマ及びこれらの組み合わせに基づいたサービスを提供します。

a. 医療機関主体によるサービス

医療機関が中核となり、必要に応じて民間サービスを統合しながら、地域の実情にあった医療・介護・健康・生活支援等について包括的にサービス提供を行うもの。

b. 医療・介護・民間・行政連携サービス

医療・介護機関、民間サービス事業者、行政等、多様な主体が各自の持つ情報・リソースを適切に連携させたサービスを提供するもの。サービスには主として、日常の運動・栄養指導・口腔ケア等を組み込んだ糖尿病等の生活習慣病重症化予防サービス、医療機関退院後の維持期リハビリ支援サービス、自治体・地域包括支援センター・民間サービス事業者の連携による公的保険内外のサービスを有機的に結びつけた介護予防サービス、介護・慢性期の生活支援（配食、移動・移送等）サービス等を想定しています。

c. 保険者を対象としたサービス

保険者の持つ情報（レセプト・健診）を活用した、効果的な一次予防・二次予防・三次予防のサービス提供を行うもの。

d. ITを活用した介護サービス

ITの活用により介護事業者等の経営効率化や安定化を実現するサービスの提供等を行うもの。

e. その他

a.～d.以外の視点で、新たなヘルスケアサービスの創出・振興に係るサービス提供を行うもの。

(提案書に、新たなヘルスケアサービスの創出・振興にいかに資するかを明記してください。)

1.2 ヘルスケアサービス創出サポート事業

特定の地域において、地域の実情に見合った1.1で記したような「新たなヘルスケアサービス」事業の創出を支援する事業を間接補助により実施します。主に以下の内容の実施を想定します。

- ・ 医療・介護機関と民間企業、異なる機能を持つ民間企業同士等、異業種の事業主体同士のマッチング、コーディネイトの実施
- ・ 自立的・継続的に提供可能な「新たなヘルスケアサービス」の立ち上げに係るコンサルティングの実施
- ・ 「新たなヘルスケアサービス」の効果検証の支援実施

2. 事業区分

本事業の区分は、「新たなヘルスケアサービス創出支援事業」、「ヘルスケアサービス創出サポート事業」の2つの区分があります。ただし、2つの事業区分を重複して申請することはできません。また、応募後の申請者による区分の変更はできません。

(1) 新たなヘルスケアサービス創出支援事業

上記1.1の(1)におけるサービス領域を特定し、原則として具体的な実施地域を選定の上、その地域において上記1.1の(2)におけるテーマに基づいたサービスを持続的かつ自立的に提供し得る事業を実施していただきます。

(2) ヘルスケアサービス創出サポート事業

原則として具体的な実施地域を選定の上、「新たなヘルスケアサービス」事業の創出を支援する事業を実施していただきます。

なお、上記2. (1)、(2)に共通した点は以下のとおりです。

- (ア)本事業を進めるにあたり、評価委員会への参加、日本総研からの要請に基づいた事業の実施状況報告、及び事業の持続可能性の検証・検討の作業等に対応していただきます。
- (イ)本事業の完了時に、事業の成果報告書を納入していただきます。
- (ウ)経済産業省、日本総研、評価委員会からの事業内容の指導・調整・助言に適宜対応していただきます。

3. 実施主体

上記2.の各事業区分における事業の実施主体には、それぞれ以下の条件を満たすことを求めます。

(1) 新たなヘルスケアサービス創出支援事業

医療機関・介護事業者や、フィットネスクラブなどのスポーツ産業、配食・外食産業、ハウスキーピング、エステティックサロン、薬局、小売、流通、交通、住宅などの健康及び生活支援サービスの提供に関わる複数の事業主体が連携・協働する実施体制である「コンソーシアム」形式（医療・介護機関や健保組合等保険者、健康サービスに関連する事業者等で構成。「コンソーシアム」の定義は「III. 応募資格」において記載します。また、事業を実施するうえで、可能な限り行政とも適切に連携を図ってください。）により実施していただきます。

併せて、本事業終了後も事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用し、事業を自立的に継続する計画を有する企業等であることを求めます。

なお、「コンソーシアム」形式での実施を原則としますが、単独事業者での実施を排除するものではありません。

(2) ヘルスケアサービス創出サポート事業

事業を実施する地域における様々なニーズや状況を把握し、かつ当該地域での医療・介護機関や民間企業にネットワークを持つ民間事業者等により実施していただきます。

上記「コンソーシアム」形式での実施を原則としますが、単独事業者での実施を排除するものではありません。

4. 実施要件

本事業の実施については、区分ごとに以下の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 新たなヘルスケアサービス創出支援事業

- ① 提案された事業モデルに新規の工夫や課題解決に向けた提案事項が含まれていること。具体的には以下の少なくとも1つの要件を満たすこと。
 - ・ 医療機関主体によるサービスでは、医療・介護・健康・生活支援等に関する課題解決型の新しい事業モデルが提案されていること。
 - ・ 医療・介護・民間・行政連携サービスでは、各主体のリソースが活用された生活習慣病予防、介護予防、生活支援等に関する新しい事業モデルが提案されていること。
 - ・ 保険者を対象としたサービスでは、保険者が保有する情報の活用に関する新しい事業モデルを提案されていること。
 - ・ ITを活用した介護サービスでは、介護事業者等が安定した経営ができ、さらに質の高い介護サービスが提供できる環境を整備するために必要となるシステム構築を含めたサービスモデルが提案されていること。
 - ・ 上記以外のヘルスケアサービスでは、新たなヘルスケアサービスの創出・振興に資する新しい事業モデルが提案されていること。
- ② 創意工夫により、産業創出に向けた、事業性、収益性が検討され、継続的なビジネスの実施につながる提案がなされていること。
- ③ 対価の獲得先を具体的に示し、現実的な課金システムを提案するとともに、提供するサービスに対して、安定した収入源が確保できる見通しが提案されていること。
- ④ 市場ニーズの強さ、提供サービスの利用場面、サービス提供が課題解決に直結することが具体的に提案されていること。
- ⑤ 市場規模、市場ニーズを踏まえた顧客拡大に向けた仕組みが提案されていること。
- ⑥ 利用者の利便性も考慮しつつ、事業モデルの成立に必要な事業者間における個人情報の保護に対する考え方が整理され、対策・運用方法が講じられていること。

(2) ヘルスケアサービス創出サポート事業

- ① マッチング・コーディネータ機能、コンサルティング機能、効果検証サポート機能の各サポート機能を発揮しヘルスケアサービスの創出を促すためのプロセスが提案されていること。
- ② ①のプロセスが不足なく揃っており、適切にサポート機能を発揮することができることが具体的に示されていること。
- ③ ①のプロセスが適切に連携し、全体のサービスを提供する上で有機的に連携することが示されていること。
- ④ 事業モデル上の創意工夫により、事業性、収益性が検討され、継続的なビジネスの実施につながる提案がなされていること。
- ⑤ 対価の獲得先を具体的に示し、現実的な課金システムが提案されているとともに、提供するサービスに対して安定した収入源が確保できる見通しが示されていること。
- ⑥ 市場ニーズの強さ、提供サービスの利用場面、サービス提供が課題解決に直結することが具体的に示されていること。
- ⑦ 市場規模、市場ニーズを踏まえた顧客拡大に向けた仕組みが提案されていること。
- ⑧ 利用者の利便性も考慮しつつ、事業モデルの成立に必要な事業者間における個人情報の保護に対する考え方が整理され、対策・運用方法が講じられていること。

5. 補助率・補助額および採択件数

本事業での採択事業1件あたりの補助率と補助額の上限および採択件数については、以下の通りを予定しています。

(1) 新たなヘルスケアサービス創出支援事業

補助率 : 補助対象経費の三分の二以内とする。

補助額の上限 : 6,000万円程度（事業額で9,000万円程度）

※ただし、補助金の額は、補助対象経費の合計額の三分の二、もしくは補助対象経費の合計額から補助事業による売上を減じた額のうち、いずれか低い額を限度額とします。

※なお、「d. ITを活用した介護サービス」については、補助額の上限を4,000万円程度（事業額で6,000万円程度）とします。

採択件数 : 10件程度を予定

(2) ヘルスケアサービス創出サポート事業

補助率 : 補助対象経費の三分の二以内とする。

補助額の上限 : 2,000万円程度（事業額で3,000万円程度）

※ただし、補助金の額は、補助対象経費の合計額の三分の二、もしくは補助対象経費の合計額から補助事業による売上を減じた額のうち、いずれか低い額を限度額とします。

採択件数 : 5件程度を予定

補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税は補助対象外となります。また、具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額及び件数には変動があります。

6. 実施期間

事業全体の実施期間は、交付決定日から平成25年2月28日までとします。

7. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

- | | | |
|------------|---|--------------------------|
| 平成24年8月 | : | 事業公募 |
| 平成24年8～9月 | : | 審査、交付決定
事業開始 |
| 平成24年12月 | : | 第1回評価委員会（予定） |
| 平成25年2月中旬 | : | 成果報告会（第2回評価委員会）（予定） |
| 平成25年2月28日 | : | 成果報告書提出 |
| 平成25年3月 | : | 実績報告書提出
確定検査、精算払請求書提出 |

III. 応募資格

平成24年度「サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）」に対する複数事業者による応募に際しては、以下の1. コンソーシアムの定義、2. コンソーシアムの構成要件①～④および3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件が応募資格となります。

なお、単独事業者による応募に際しては、以下で示された3.(1)代表団体の該当部分が応募資格となります。

1. コンソーシアムの定義

本事業の「コンソーシアム」とは、複数の事業主体（事業者、団体、機関、地方公共団体）が連携・協働する実施体制です。コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という）および代表団体と当該事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない）を結ぶ者（以下「参加団体」という）全体を指します。すなわち、代表団体と補助事業等に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含まれません。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）は代表団体にはなれません。

2. コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムは、以下の要件を満たす必要があります。

- ① コンソーシアムは、後述の「3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件」に定義する代表団体および参加団体によって構成されるものとし、補助事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、ひとつの組織体として位置づけます。従って、日本総研からの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム代表団体の担当責任者が担当し、その責任を持っていただきます。
- ③ コンソーシアムには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を置く必要があります。なお、これらの代表者・責任者には、組織の長（会長、社長、事業部長等）ではなく、実際に本プロジェクトの運営推進に携わる人を任命してください。特に、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）は、審査時のヒアリング、採択決定後の評価委員会には必ずどちらかの出席を求めますので、その前提で任命して下さい。
- ④ 本事業においては、コンソーシアムの構成要件として、医療機関・介護機関や保険者、健康サービスに関連する事業者等から複数の事業主体が連携・協働する構成とします。

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1) 代表団体

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理を行う母体としての機関です。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。

(資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (iii) 参加団体との委託契約（委任契約又は準委任契約）を締結できること（注1）。
- (iv) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置すること）。
- (v) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (vi) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表団体から選出すること。
- (vii) 副総括事業代表者（サブリーダー）を代表団体にて任命すること（注2）。
- (viii) 間接補助金の交付は事業終了後となるので、事業実施期間中の委託先等への支払いが可能であること。

（注1）委託契約内容の実施に際しては、経済産業省大臣官房会計課「補助事業事務処理マニュアル」（平成24年4月）と同等の経理処理を行うよう参加団体を指導していただきます。

（注2）副総括事業代表者（サブリーダー）は代表団体または参加団体に所属する者とします。

(2) 参加団体

参加団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）は参加団体にはなれません。

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、補助事業等の一部を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、代表団体に対して委託契約の取り消しを要請することができますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 当該事業に取り組む人員がいること。

(留意事項)

応募書類に参加団体として記載した団体等が、補助金交付決定時点でコンソーシアムまたは各団体の都合によって参加の変更をすることは原則認められません。

また、補助事業において、補助対象経費の中に代表団体や参加団体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に代表団体や参加団体の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

(3) 協力団体

協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、フィールドの提供や事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを支援するものとします。

(資格要件)

- ・ 代表団体からの要請に基づいた参画であること。

(留意事項)

事業定着の観点から、事業実施地域に関わる地方公共団体の参加・協力を推奨します。

代表団体は、当該事業への取り組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、実施プロジェクトの計画、実施および成果を管理する自然人で、代表団体に所属する者とします。

副総括事業代表者は、必要に応じて総括事業代表者の代理を務める自然人で、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等をお願いします。

総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- 日本総研からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- 参加団体および協力団体に対して、日本総研からの連絡事項を周知徹底できること。

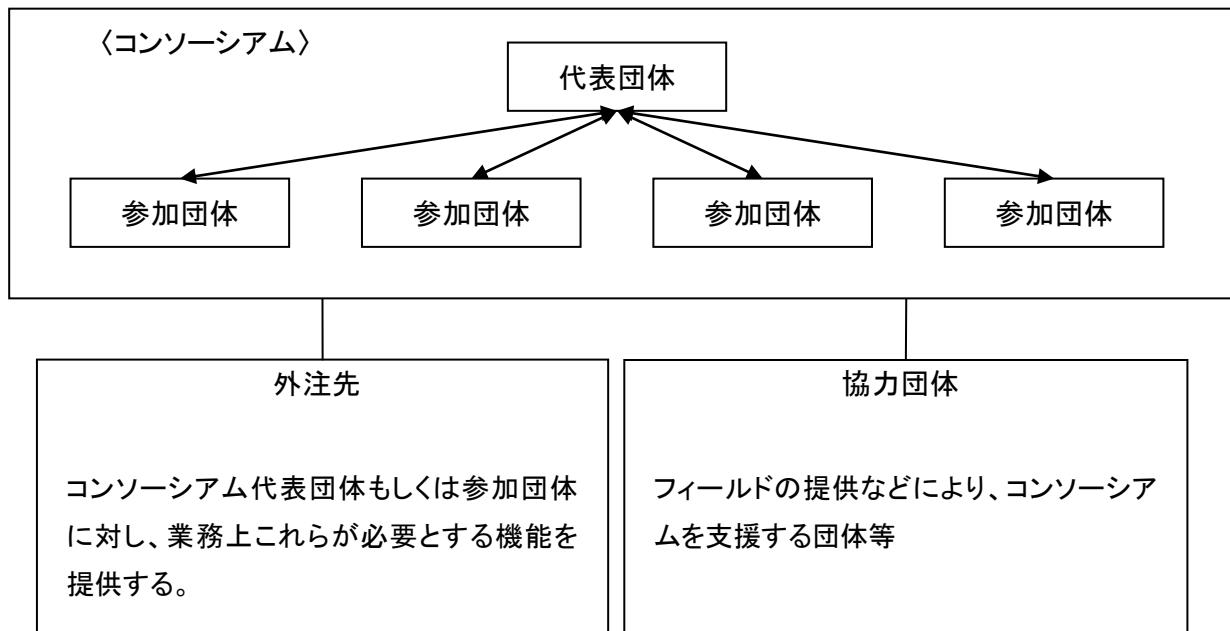
(5) 事務管理責任者

事務管理責任者は、補助事業等の補助金交付の申請、経費管理および手続きを管理する自然人で、代表団体に所属する者とします。

事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、実施プロジェクトの経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) 日本総研からの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。



代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係

4. その他

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の平成24年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案プロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外します。なお、交付決定の通知後に判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

また、同一者が代表団体として複数件申請することはできません。同一者が参加団体として複数の事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の補助事業等の実施に支障がないことに留意してください。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

コンソーシアム内の代表団体、および参加団体が、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

IV. 応募手続き

1. 応募者

応募は、日本総研に対し補助金の交付申請を行う代表団体が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の長の押印が必要です。

2. 応募書類の提出部数

応募書類については、必要部数を一つの封筒等により提出してください。

提案書（様式2）及び提案書要約版（様式3）については、新たなヘルスケアサービス創出支援事業は様式2-A、様式3-Aを、ヘルスケアサービス創出サポート事業は様式2-B、様式3-Bを使用してください。

応募書類の提出部数については、以下のとおり、①公募申請書（様式1）から④見積書（様式4）までをセットしたもの12部（内訳としては、各正本をセットしたもの1部と各副本（写し）をセットしたもの11部となります。）及び⑤申請受理票（様式5）1部、電子ファイル1冊並びに⑦返信用封筒1枚を併せて提出してください。（なお、部数は「V. 審査の方法および手順」で後述する審査委員会の体制の見極めにより、見直す場合があります。）

正本1部は片面印刷でホチキス止めせず、クリップ止めにしてください。副本11部は両面印刷で様式毎に左側2か所をホチキス止めにし、更に全様式をクリップ止めにした上で、全て縦2穴で穴を開けてください。

なお、応募書類（電子ファイル）は、Microsoft Word、Excel、PowerPointで作成したもの（保存形式はOffice2010までの形式）及びそれら電子ファイルをPDF形式に変換したファイルを合わせて提出してください。

①公募申請書（様式1）	<正本1部、副本（写し）11部>
②提案書（様式2-Aまたは様式2-B）	<正本1部、副本（写し）11部>
③提案書要約版（様式3-Aまたは様式3-B）	<正本1部、副本（写し）11部>
④見積書（様式4）	<正本1部、副本（写し）11部>
⑤申請受理票（様式5）	<正本1部>
⑥代表団体の直近3年分の財務諸表（注）のコピー	（2部）

（注）新設事業者であって、財務諸表が過去3年分ない場合、直近から最大期間存在するものの提出でよいものとします。

上記①～⑥の各文書の電子ファイルを納めたCD <CD1枚>

※①～⑤はOffice形式及びPDF形式の電子ファイルを収め、⑥はPDF形式の電子ファイルのみを収める。

※各電子ファイルのファイル名は以下「電子ファイルのファイル名」の通りで保存する。

※CDの表面に代表団体名を明記する。

⑦返信用封筒 <1枚>

返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手を貼付する。

電子ファイルのファイル名

	Office 形式	PDF 形式
①公募申請書（様式1）	様式1申請書.doc	様式1申請書.pdf
②提案書 (様式2-Aまたは様式2-B)	様式2-A提案書.ppt または 様式2-B提案書.ppt	様式2-A提案書.pdf または 様式2-B提案書.pdf
③提案書要約版 (様式3-Aまたは様式3-B)	様式3-A提案書要旨.ppt または 様式3-B提案書要旨.ppt	様式3-A提案書要旨.pdf または 様式3-B提案書要旨.pdf
④見積書（様式4）	様式4見積書.xls	様式4見積書.pdf
⑤申請受理票（様式5）	様式5申請受理票.doc	様式5申請受理票.pdf
⑥代表団体の直近3年分の財務諸表		財務諸表-****.pdf

※上記ファイル名はファイル拡張子を含めたものです。(拡張子はOffice2003までの場合を記載しています。Office2007以降の場合は、例えば拡張子は「.doc」ではなく「.docx」となります。)

※上記ファイル名の数字、アルファベット、ハイフンは全て半角です。

※財務諸表のファイル名における「****」には、該当年度を入力してください。例えば2010年度の財務諸表の場合、そのファイル名は「財務諸表-2010.pdf」としてください。

3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項

公募期間：公募開始 平成24年8月10日（金）
公募締切 平成24年8月31日（金）正午必着
(応募書類受付は郵送、宅配便とする。)

応募書類の提出先：

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング
株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 公共コンサルティング部
「平成24年度『サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）』」公募係

(留意事項)

- 応募書類送付時の封筒の宛名面に「平成24年度『サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）』」と明記し、応募区分（以下のうちいずれか）を明記してください。
①：新たなヘルスケアサービス創出支援事業
②：ヘルスケアサービス創出サポート事業

- ・ 応募書類は、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けません。また、締め切り日時を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の成否を問わず、企画提案書の作成費用及び審査委員会出席の旅費は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の補助金交付の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 応募書類の様式は、日本総研のホームページ
<http://www.jri.co.jp/company/release/>からダウンロードできますので、ご利用下さい。

4. 公募説明会の開催

本事業の内容、手続きについて以下のとおり説明会を実施いたします。

参加は事前申し込み制とし、先着順に受け付けます。参加を希望される場合には、申し込み期限(平成24年8月21日(火)正午)までにお申し込みください。

会場の都合上、申し込み多数の場合には、1社あたりの人数について調整させていただくことがあります。なお、説明会への出欠は、審査には一切関係ありません。

公募要領等の資料は、当日配布いたしませんので、必ずご持参ください。

○公募説明会：(定員150名)

日時： 平成24年8月22日(水) 受付13:00 開始13:30

場所： TKP品川カンファレンスセンター

住所： 東京都港区高輪3-13-1 TAKANAWA COURT 3階 (TEL: 03-5447-1201)

○公募説明会申し込み

●下記のメール宛に下記情報を添えてお申し込み願います。

E-mail: 200010-rhc-koubo@mljri.co.jp

【申請情報】

・出席者の氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス

※出席人数については調整させていただくことがあります。

●申し込み期限は平成24年8月21日(火)正午と致しますが、定員(150名)に達し次第終了致します。

V. 審査の方法および手順

審査にあたっては、第三者の有識者等で構成される審査委員会を設置し、当該委員会において提案内容の審査を実施のうえ、採択コンソーシアム等を決定します。

(審査方法)

- ・ 書類による提案内容の審査を行い、採択コンソーシアム等を選定します。
- ・ また、必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合があります。
- ・ 審査の結果については、当該コンソーシアム等に日本総研より通知いたします。

(留意点)

- ・ ヒアリングの対象となったコンソーシアム等については、日本総研より直接連絡いたします。
- ・ ヒアリングでは、対面形式による質疑応答にて審査を実施します。なお、ヒアリングでは、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもありますのでご留意ください。
- ・ ヒアリングは東京での開催を予定しています。
- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。
- ・ 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご留意ください。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

審査結果については、採択コンソーシアム等を決定後、日本総研ホームページ上において公表するとともに、電子メールあるいは電話等にてお知らせいたします。

<採択結果公表先>

日本総研ホームページ

<http://www.jri.co.jp/company/release/>

VI. 採択後の留意点と補助金交付

1. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業実施期間中、日本総研の求めに応じて、進捗報告を行います。また、日本総研の指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、日本総研が進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業成果等の状況について、評価委員会で報告を行っていただく予定です。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、補助事業の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。
(提出は平成25年2月28日まで)
- ・ 各採択コンソーシアム等は、実施した補助事業の概要および補助事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出していただきます。
- ・ 経費計上においては、補助金交付申請時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。

2. 補助金交付申請・補助金の支払い

- ・ 採択コンソーシアム等の代表団体は、速やかに日本総研に対して補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な書類を日本総研に提出いただきます。書類に不備がある場合や、申請内容が公募要領やサービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業）交付規程等に合致しない場合（参加団体に対する委託条件が合致しない場合も含む）には、交付決定の通知ができない場合もありますので留意下さい。したがって、提案書と交付決定通知における各補助対象経費の金額が一致しない場合もあります。
- ・ 補助金は、補助金交付申請書及び実施計画書に定められた使途以外には交付されません。
- ・ 補助金の支払いについては、事業完了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかとも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該補助金の支払いが行えないこととなります。
- ・ 補助金交付申請後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。（特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、経済産業省大臣官房会計課「補助事業事務処理マニュアル」（平成24年4月）と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。）
- ・ 代表団体は、参加団体と委託契約（委任契約又は準委任契約）を結ぶこととなります。特例民法法人が代表団体になる場合は、補助金の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付する場合は、平成14年3月29日に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」における「第三者分配型補助金等」に該当しますので、ご注意下さい。

3. 補助金の内容

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等とは、①補助金②負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）③利子補給金④その他相当の反対給付を受けない給付金であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条で定めるものとなっています。
- ・ 補助金の経理処理は、実費弁済の考え方（受益性を排し、補助事業者が実際事業に要した経費の支払い）に基づきます。すなわち、「平成24年度『サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）』」という国の事業において、代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。
- ・ 代表団体は、人件費、事業費、参加団体に対する委託費を計上できます。
- ・ 参加団体は、代表団体からの委託費として人件費、事業費を計上できます。
- ・ 計上可能な経費区分・科目は以下のとおりです。

計上可能な経費区分

区分	科目	主な内容	補助率
事業費	アンケート調査費	アンケート調査に係る費用のうち、他の科目（人件費や外注費など）に該当しない経費	補助対象経費の2／3相当
	インタビュー調査費	インタビュー調査に係る費用のうち、他の科目（人件費や外注費など）に該当しない経費	
	情報収集費	図書の購入費等	
	システム基盤整備費	システム基盤の整備に係る費用のうち、他の科目（人件費や外注費など）に該当しない経費	
	機器等リース・レンタル費	補助事業を行うために必要な機械器具等のレンタル料等	
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）	
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）	
	補助人件費	補助事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費	

人件費	人件費	補助事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費	補助対象経費の2／3相当
事務費	委員会開催費	補助事業を行うために必要な会議・委員会等に要する以下の経費。 委員等謝金、委員等旅費、会議費（機材借料及び茶菓料）、会場借料	補助対象経費の2／3相当
	国内調査旅費	補助事業を行うために必要な事業従事者の国内出張に係る経費	
	通信運搬費	通信費及び郵便料、発・返送費	

※詳細な経理処理方法等については、経済産業省大臣官房会計課「補助事業事務処理マニュアル」（平成24年4月）をご参考下さい。

4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 地方公共団体は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。

(2) 謝金

- ・ コンソーシアム代表団体、参加団体内部の有識者への支出は認めません。

(3) 機器等

- ・ 補助事業において使用する機器等の購入は、原則認めません。補助事業期間内に限り、機器等のレンタル等を認めます。

(4) 消費税

- ・ 補助金交付申請書の提出の際に課税事業者、非課税事業者どちらに該当するか確認させていただきますのでご了承ください。（参加団体についても同様です。また、課税の場合は納税証明書の提出が必須です。）

(5) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、「サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）業務方法書」に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求ることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納稅義務者とならない補助事業者
- ② 免稅事業者である補助事業者
- ③ 簡易課稅事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課稅事業者のうち課稅売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

5. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、日本総研から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 補助事業の実施状況確認等のために必要と認めるときは、日本総研は採択コンソーシアム等に報告を求め、又は日本総研の社員が補助事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用し、新たなヘルスケアサービスの創出・振興に努めるものとします。

VII. その他

*本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願い致します。

なお、問い合わせ締切りは、平成24年8月24日(金) 12:00(正午)といたします。

＜問い合わせ先＞

株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 公共コンサルティング部

「平成24年度『サービス産業強化事業費補助金（地域ヘルスケア構築推進事業費補助金）』」公募係

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング

【E-mail】200010-rhc-qa@m1.jri.co.jp

以上